

令和 7 年第 8 回堺市教育委員会議事録

開 催 日	令和 7 年 8 月 8 日（金曜）
場 所	堺市役所 本館 3 階大会議室第 1 会議室
会 議 種 類	定例会
議 案	議案第 26 号 堺市立学校において令和 8 年度に使用する教科用図書の採択について 議案第 27 号 堺市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について 議案第 28 号 堺市社会教育委員の委嘱について 議案第 29 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について（三国丘中学校校舎改築工事） 議案第 30 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について（三国丘中学校校舎改築工事に伴う電気設備工事） 議案第 31 号 市長からの意見聴取（堺市職員の育児休業等に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例）について 議案第 32 号 市長からの意見聴取（令和 7 年度堺市一般会計補正予算（第 2 号））について
教 育 長	関百合子教育長
出 席 委 員	豊岡敬委員 新谷奈津子委員 長田翼委員 大内秀之委員 中村善彦委員
事務局出席者	櫻田浩樹教育次長 富岡重幸教育監 北野雅史教委総務部長 西尾朋章教委総務課長 守谷奈津美教職員人事部長 宇野敬子教職員企画課長 渡邊耕太学校教育部長 岩井伸司教育課程課長 梅山真理子支援教育課長 若林敦子地域教育支援部長 北野勝美地域教育振興課長 乾英樹学校管理部部理事 山本敦士学校施設課長 南健次中央図書館長 松好由実中央図書館総務課長 居谷達矢教育政策課長 杉本篤史教育政策課課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開 会 宣 言	午前 10 時 00 分
関百合子教育長	これより、令和 7 年第 8 回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 教育政策課課長補佐から諸般の報告をします。
杉本篤史教育政策課課長補佐	報告します。 本日の会議には、教育長及びすべての委員が出席しています。 また、事務局におきましては案件に関係する理事者全員が出席しています。
関百合子教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和 7 年第 7 回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。

関百合子教育長	それでは、日程第1「議案第26号 堺市立学校において令和8年度に使用する教科用図書の採択について」の議事に入る前にお諮りいたします。 「議案第27号 堺市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について」及び「議案第28号 堺市社会教育委員の委嘱について」は人事に関する案件であるため、「日程第4 議案第29号～日程第6 議案第32号 市長からの意見聴取について」は報道発表等による公表前であるため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 次に、日程第1「議案第26号 堺市立学校において令和8年度に使用する教科用図書の採択について」の議事に入る前に、お伝えします。 新谷委員におかれましては、教科書の著作・編集に関わられたことがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項」の規定に基づき、議案第26号の議事に参与することができませんので、一旦ご退席いただきます。
(新谷委員退室)	
【案 件】	日程第1 議案第26号 堺市立学校において令和8年度に使用する教科用図書の採択について
関百合子教育長	ここでお諮りいたします。 「日程第1 議案第26号 堺市立学校において令和8年度に使用する教科用図書の採択について」のうち、支援学校及び小中学校の支援学級で使用する教科用図書については、支援の必要な児童生徒の個人情報にふれる可能性がありますので、秘密会として審議いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、議案の審議に進みます。本件につきましては、過日、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会から調査報告書、また高等学校長から高等学校教科用図書選定理由書・高等学校教科用図書選定一覧をいただいております。 本日は、それらを踏まえて審議してまいります。議事については、校種ごとに採決したいと考えています。 それでは、提案理由の説明を求めます。
渡邊耕太 学校教育部長	「議案第26号 堺市立学校において令和8年度に使用する教科用図書の採択について」を説明します。 堺市立学校において令和8年度に使用する教科用図書の採択については、堺市教育委員会が行うこととなっており、令和7年5月9日の教育委員会定例会で可決いただいた採択基本方針に基づき、本市の児童生徒にとって最もふさわしい教科用図書を採択するため、提出するものです。 なお、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会、並びに高等学校長が本市の採択基本方針を踏まえ、教科用図書の調査及び研究を行い、教育委員に意見書・調査報告書並びに選定理由書・選定一覧でもって報告させていただいており、それらを参照しながら採択いただくものです。
関百合子教育長	まず、小学校及び中学校の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項の規定により、令和7年度と同一の教科用図書を採択しなければならないことから、議案書に記載の「令和7年度使用小学校教科用図書一覧表」及び「令和7年度使用中学校教科用図書一覧表」の教科用図書を採択することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 教育委員会として、教科用図書について、教育委員各自の調査研究、並びに意見交換会等を通じ、これまで事前研究を重ねてきました。

	その間、教科用図書選定委員会から提出された調査報告書についても、各教育委員は十分検討されたものと考えております。 本日は、それらを踏まえて審議したいと存じます。 それでは、教科用図書選定委員会の報告をお願いします。
渡邊耕太 選定委員長	教科用図書採択については、「専門的な研究」「適正・公正な採択の推進」「開かれた採択の推進」に努めるとともに、児童生徒にとって、最も適切な教科用図書を採択することが重要です。 令和7年度採択基本方針の1点めにお示ししております、「学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択すること、2点めの「学習指導要領で示された3つの資質・能力（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）を学校教育の中で育むとともに、家庭における学習活動や地域社会とのつながりを通して、実社会と結び付けて発揮する総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を採択すること、3点めの「教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択すること、4点めの「教科書採択を公正かつ適正に行うために、静ひつな採択環境を確保すること、以上4点に基づき、各教科の目標を達成するための各者の工夫等について、調査研究に取り組んできました。 調査研究の経過については、本市生徒の保護者、学校の校長や教員等で構成しております、選定委員の第1回委員会を5月19日に、続いて5月22日には6名の学校教員や指導主事からなる調査員全体会を開催し、以後、調査員による調査研究を行ってきました。 選定委員会では、調査員による調査研究に基づき、市民及び学校・教員の意見反映にも努め、7月11日に第2回選定委員会を開催し、協議しました。 選定委員会での議論を踏まえた調査及び研究の結果はすでに教育委員に対して報告させていただいています。 また、教科書センターでの教科書展示会場で、12名の来場者がありました。市民などから提出された意見書はありません。 教科書展示会以降、8月7日現在、各団体、個人からの意見書・要望書等の提出はありません。
関百合子教育長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 ご質問、ご意見なしと認めます。 続きまして、堺市立堺高等学校について審議いたします。 令和8年度に堺高等学校で使用する教科用図書について説明を求めます。
渡邊耕太 学校教育部長	高等学校については、堺市立高等学校則第7条の2に基づき、使用する教科用図書を高等学校長及び准校長が選定することとなっております。 高等学校では教科用図書選定調査会を設置し、調査研究を行い、選定について進めてきました。 堺市立堺高等学校長及び准校長から選定調査会における調査研究及び選定についての経過報告を受けているところです。 詳細については担当課長より説明します。
岩井伸司 教育課程課長	堺高等学校においては、堺市立高等学校学則第7条の2に基づき、高等学校長及び准校長が、堺高校の選定方針の報告を教育委員会に行いました。その後、堺高校の調査員及び保護者からなる選定調査会を開催しています。調査員による調査研究を経て、全日制の課程は6月17日と18日に、定時制の課程は6月24日に選定調査会を実施しました。選定調査会では、各教科・科目の調査員から調査結果を説明し、協議を行いました。高等学校用の教科用図書は、種類が多く難易度もあり、生徒の実態を的確に把握している調査員による調査研究をもとに、堺高校の生徒に最も適した教科用図書を校長及び准校長が選定し

	ました。また、選定調査会には、指導主事も同席し、指導助言を行いました。全日制、定時制とも保護者代表にも入っていただき、開かれた透明性ある選定に努めており、今年度も適正に選定が行なわれたとの報告を受けています。 新規で使用する教科用図書として、全日制の課程において 11 教科 24 種、定時制の課程において 11 教科 21 種となっています。 また、継続使用する教科用図書は、全日制の課程は 67 種、定時制の課程は 28 種となり、新規・継続をあわせて 140 種です。 教科用図書の新規採用の理由としては、今年度使用している教科用図書が来年度から絶版となるためです。 説明は以上です。
関百合子教育長	ただいま説明が終わりました。 本件について、ご質問・ご意見ありませんか。
長田委員	選定調査会では、保護者から何か意見はありましたか。
岩井伸司 教育課程課長	保護者代表の方からは、保護者の立場で家庭学習での教科用図書の活用についてご意見があり、「生徒が興味関心を示すような、時代にあった教科書を選んでいただいている。」「生徒にとってわかりやすい教科書を、適切に選んでいただいている。」「先生方が一生懸命に調査・研究されて選んでいただいたことがわかった。」などのご意見をいただきました。
関百合子教育長	堺高等学校で使用するすべての教科用図書の選定については、校長及び准校長から書面でもって報告を受けております。それでは、ただいまの説明、ならびに選定理由書等を踏まえまして、堺市立堺高等学校全日制の課程、定時制の課程で教科用図書として使用するものとして、令和 8 年度使用教科書選定一覧表に記載のものを採択することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、採択いたします。 本件のうち、小学校、中学校及び高等学校で使用する教科用図書については、それぞれ原案を採択します。 以上で、小学校、中学校、高等学校の教科用図書の審議を終了し、令和 8 年度に堺市立支援学校及び堺市立小中学校の支援学級で使用する教科用図書の審議に移ります。 これより秘密会となりますので関係者以外の退席を求めます。
(令和 8 年度に堺市立支援学校及び堺市立小中学校の支援学級で使用する教科用図書については、秘密会)	
関百合子教育長	令和 8 年度に堺市立支援学校及び堺市立小中学校の支援学級で使用する教科用図書について説明を求めます。
渡邊耕太 選定委員長	支援学校及び支援学級において検定教科書以外で使用する教科用図書採択については、各学校から使用予定として提出があった図書に対して、調査員による調査研究を行い、選定委員会で議論しました。 各学校からの使用予定と調査結果等について、梅山選定委員から報告します。
【説明（要旨）】 梅山選定委員	調査報告書における個人別調査研究結果では、学校から申請された教科用図書が個々の児童生徒に適切であるかどうかを研究した結果をまとめています。 全ての教科用図書を調査・研究した結果、これらの教科用図書が適切であることをここに報告します。
関百合子 教育長	ただいま説明が終わりました。ご意見・ご質問はありませんか。 それでは、ただいまの審議及び選定委員会からの補足説明並びに堺市立学校教科用図書選定委員会からの報告書を踏まえまして、堺市立支援学校及び堺市立小中学校の支援学級で使用する教科用図書について、議案書に記載の令和 8 年度使用支援学校及び支援学級用教科用図書一覧の図書を採択することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めますので、それぞれ原案を採択いたします。 以上で、堺市立学校において令和 8 年度に使用する教科用図書についての審

	議を終了します。
【採 決】	可決
(新谷委員入室)	
【案 件】	日程第 2 議案第 27 号 堺市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について
関百合子教育長	次に、日程第 2「議案第 27 号 堺市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明（要旨）】 松好 由実 中央図書館 総務課長	本件は、令和 7 年 8 月 31 日付けで任期満了となる堺市立図書館協議会委員について、次期委員の委嘱及び任命について審議いただくものです。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。 ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 3 議案第 28 号 堺市社会教育委員の委嘱について
関百合子教育長	次に、日程第 3「議案第 28 号 堺市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明（要旨）】 北野勝美 地域教育振興課長	本件は、令和 7 年 8 月 31 日付けで任期満了となる堺市社会教育委員について、次期委員の委嘱について審議いただくものです。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。 ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 4 議案第 29 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について（三国丘中学校校舎改築工事） 議案第 30 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について（三国丘中学校校舎改築工事に伴う電気設備工事）
関百合子教育長	次に、「議案第 29 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について（三国丘中学校校舎改築工事）」及び「議案第 30 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について（三国丘中学校校舎改築工事に伴う電気設備工事）」の計 2 件を、一括して審議することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、日程第 4 議案第 29 号と議案第 30 号の計 2 件を一括して議題とします。 提案理由を説明してください。

【説 明】 山本敦士 学校施設課長	議案第 29 号及び第 30 号「市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）」について説明します。 本 2 つの案件は、三国丘中学校校舎改築工事及び三国丘中学校校舎改築工事に伴う電気設備工事に係るものです。 本契約は予定価格が 3 億円を超えるため、契約を締結するためには、市議会の議決が必要であり、令和 7 年第 3 回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 工事概要については、鉄筋コンクリート造地上 4 階建ての校舎改築及び昇降機設備工事を行うものです。 議案第 29 号の三国丘中学校校舎改築工事については、総合評価一般競争入札を行いました結果、堺土建・藤木組建設工事共同企業体を落札者と決定し、令和 7 年 7 月 18 日に 22 億円の仮契約を締結したものです。 次に、議案第 30 号の三国丘中学校校舎改築工事に伴う電気設備工事につきましては、総合評価一般競争入札を行いました結果、西尾・小池田建設工事共同企業体を落札者と決定し、令和 7 年 7 月 16 日に 3 億 9600 万円の仮契約を締結したものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
長田委員	近年、夏の暑さが厳しく、光熱費が上がっているというところでエコを意識しなければならないと思いますが、校舎の断熱設計のレベルはどのようになっているかお聞かせください。 二点めは電気設備工事に関して、保護者としては防犯や安全面について関心があります。工事概要に監視カメラの設備や防犯入退室管理設備の工事が含まれていますが、これらの設備は以前と比べて増えているのでしょうか。また、設備のレベルはこれから上げていくのでしょうか。そのような防犯対策に関する設備の整備計画をお聞かせください。
山本敦士 学校施設課長	一点めの断熱に関しては、新校舎は堺市地球温暖化対策実行計画に基づき、校舎を ZEB Ready（外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物）という 50%以上の省エネルギー化を目指す設計としています。 ZEB Ready を達成するために屋上防水断熱材の厚みの変更（屋上の天井の厚さを 25mm から 100mm）をしています。窓ガラスは型板強化ガラスから Low-E ガラスというものを採用しています。また、外壁断熱材の厚みを 15mm から 50mm に変更しています。そして、空調機を高効率の省エネタイプに変更しています。壁付き換気扇は全熱交換器に変更しております。また、給湯設備の保温材の厚みを変更しています。 二点めの防犯対策に関しては、防犯カメラと職員室にモニターを設置する予定にしています。堺市内の小学校に関しては、過去の附属池田小学校の事件を踏まえ、校門付近に監視カメラ、職員室にモニターを設置する対策をしています。中学校は令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、校門に電気錠を設置して、校門付近に防犯カメラと録画機能付きのモニターを職員室に設置する工事を進めています。これにより令和 7 年度末までには小学校・中学校に関して、防犯対策に関する工事が完了する予定としています。
関百合子教育長	ほかにご質問、ご意見はありませんか。 ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決

【案 件】	日程第 5 議案第 31 号 市長からの意見聴取（堺市職員の育児休業等に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例）について
関百合子教育長	それでは、日程第 5「議案第 31 号 市長からの意見聴取（堺市職員の育児休業等に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例）について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 宇野敬子 教職員企画課長	議案第 31 号 市長からの意見聴取（堺市職員の育児休業等に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例）について、説明します。 本件は、堺市職員の育児休業等に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、令和 7 年第 3 回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 内容としては、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正により部分休業制度が拡充されることを踏まえ、本市における部分休業制度について、教職員の育児休業等の取扱を定めるものです。 現行の第 1 号部分休業は、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で、15 分単位で取得を承認しています。 この第 1 号部分休業に加え、1 年につき 10 日、非常勤職員にあっては勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間の取得が可能な第 2 号部分休業を新たに設けます。 なお、教職員においては、新規の第 2 号部分休業においても現行の第 1 号部分休業と同じく、15 分単位での取得を可能とします。 本条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 6 議案第 32 号 市長からの意見聴取（令和 7 年度堺市一般会計補正予算（第 2 号））について
関百合子教育長	それでは、日程第 6「議案第 32 号 市長からの意見聴取（令和 7 年度堺市一般会計補正予算（第 2 号））について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 西尾朋章 教委総務課長	議案第 32 号 市長からの意見聴取（令和 7 年度堺市一般会計補正予算（第 2 号））について、説明します。 本件は、令和 7 年度堺市一般会計補正予算について、令和 7 年第 3 回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、令和 7 年度一般会計補正予算案のうち、教育委員会に関連するものです。

	別紙 1、第 1 表、債務負担行為補正をご覧ください。 今回の補正予算では、給食運営にかかる 2 つの事業を追加計上します。 補正予算の内容は、令和 7 年度 8 月補正予算の概要についてをご覧ください。 令和 7 年度末で契約期間が終了となる小学校 35 校分、特別支援学校 1 校分の学校給食調理委託業務について、令和 8 年 4 月より円滑に履行開始が出来るよう、令和 7 年度中に契約を行う必要があるため、債務負担行為予算を計上するものです。期間は令和 7 年度から令和 8 年度です。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
閉 会 宣 言	午前 10 時 42 分
関百合子教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。 これをもって、令和 7 年第 8 回教育委員会を閉会します。